

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 13 日

各

〔 都道府県 〕 〔 市区町村 〕	〔 衛生主管部局 〕
	〔 原子爆弾被爆者援護担当部局 〕

 御中

厚生労働省健康・生活衛生局

令和 7 年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類
並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 8 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、令和 7 年 6 月にデータ標準レイアウトの改版が予定されていますが、このことに関し、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日（以下「運用開始日」という。）以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用（※ 1）の対象とする事務手続（※ 2）の一覧等がデジタル庁から情報提供されています。特に、別紙 1－2 及び別紙 2－2 に掲載されている試行運用の対象とする事務手続について、適切に対応頂くようお願いいたします。（※ 3）

各自治体衛生主管部局並びに原子爆弾被爆者援護担当部局におかれては、各所管手続について、これらの資料を適切な広報等に活用いただき、また、活用されるよう、貴都道府県内の市町村に対して周知をお願いします。

また、運用開始日については、令和 7 年 6 月 16 日とされていますので、併せてお知らせします。

- （※ 1）申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。
- （※ 2）別紙 1－2 及び別紙 2－2 の「R7. 2. 18～R7. 6. 16 の間に試行運用を開始した事務手続」欄に、令和 7 年 2 月 18 日から令和 7 年 6 月 16 日までの間に試行運用を開始している事務手続には「○」を記載しております。
- （※ 3）国家資格等情報連携・活用システムにおけるオンラインでの申請については試行運用の対象外とし、添付書類の提出を不要とすることが可能。

【照会先】

(肝炎、肝がん・重度肝硬変等の医療費等の助成制度関係)
健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室
kanen-taisaku2@mhlw.go.jp

(特定医療費の支給認定制度関係)
健康・生活衛生局難病対策課
Mail: n_mynumber@mhlw.go.jp

また、肝炎、肝がん・重度肝硬変等の医療費等の助成制度及び特定医療費の支給認定制度において、試行運用の対象となる事務手続は下表のとおりであり、試行運用の手順や問題発生時の対応等については、「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」（平成 29 年 4 月 21 日付け府番第 77 号・総官企第 227 号。別紙 3 参照。）の 4 及び 5 並びに「試行運用期間における問題発生時の対応及び連絡等の詳細について」（平成 29 年 6 月 16 日付け総官参第 11 号。別紙 4 参照。）のとおりとしますので、対応に遺漏が無いよう準備をお願いします。

なお、本格運用の開始時期については、試行運用の状況を確認の上で、別途連絡します。

<【別紙 2－2 関係】肝炎、肝がん・重度肝硬変等の医療費等の助成制度において試行運用の対象となる事務手続>

※年金関係以外の情報連携を行う事務手続

別紙における項番	管理番号	事務手続名	備考
69	602-1	初回精密検査費用又は定期検査費用の算定に関する事務	
70	602-2	初回精密検査費用の請求に係る事実についての審査に関する事務	
71	602-3	定期検査費用の請求に係る事実についての審査に関する事務	
72	602-4	定期検査費用の請求に係る事実についての審査に関する事務	
73	602-5	定期検査費用の請求に係る事実についての審査に関する事務	
74	603-1	肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務	
75	603-2	医療給付の申請に係る事実についての審査に関する事務	
76	603-3	医療給付の申請に係る事実についての審査に関する事務	
77	603-4	肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求に係る事実について	

		ての審査に関する事務	
78	604-1	肝がん・重度肝硬変治療研究 促進事業に必要な費用に相当 する金額又は対象患者への助 成額の算定に関する事務	
79	604-2	参加者証の交付申請に係る事 実についての審査に関する事 務	
80	604-3	参加者証の交付申請に係る事 実についての審査に関する事 務	
81	604-4	自己負担額の軽減を受けるこ とができない場合の医療費又 は助成額の請求に係る事実 についての審査に関する事務	

＜【別紙２－２関係】特定医療費の支給認定制度において試行運用の対象となる事務手続＞

※年金関係以外の情報連携を行う事務手続

別紙にお ける項番	管理番号	事務手続名	備考
82	605-1	医療給付の申請等に係る事実 についての審査に関する事務	※「特定疾患治療研究事 業について」（昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通 知）に基づく医療費の支 給に関する事務
83	605-2	医療給付の申請等に係る事実 についての審査に関する事務	※「特定疾患治療研究事 業について」（昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通 知）に基づく医療費の支 給に関する事務